志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和２年第４回臨時会

１．招集年月日　　令和２年５月12日（火）

１．開催年月日　　令和２年５月12日（火）

１．開催場所　　志摩市役所602・603会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼学校教育課長　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局教育総務課長　　　　　　　　 柴原 晃

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 西井 清弘

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 亨

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課長　　　　　　　　　　　　　　　 谷口 陽一

１．傍聴人　　０名

１．事　　　項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  閉　会 | 開会時間　15時00分  会議録署名議員の指名　　１番　濵口委員  議案第35号　　志摩市立小中学校の夏季休業期間の短縮について  議案第36号　　令和２年度一般会計補正予算（第３号）（案）について  その他  閉会時間　15時21分 | | |
|  |  | | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  委員  **日程第２**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  教育長 | | 皆さん、こんにちは。  定刻となりましたので、ただいまより、令和２年第４回臨時教育委員会を開会いたします。  事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は１番、濵口委員を指名します。よろしくお願いします。  はい。よろしくお願いします。  **議案第35号　　志摩市立小中学校の夏季休業期間の短縮について**  それでは早速、日程第２　議案第35号　志摩市立小中学校の夏季休業期間の短縮についてを議題とします。  本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  どうぞ、よろしくお願いいたします。  資料といたしましては１ページ、２ページになります。  志摩市立小中学校の夏季休業期間についてですが、志摩市の規則で定めがありまして、志摩市立学校の管理に関する規則があります。第４条で休業日を定めることになっておりまして、その中の第４号のところで夏季休業日の定めがございまして、７月21日から８月31日までとなっております。これにつきましては、教育委員会が必要と認める場合はこの限りではないと条文ではございますので、今回お諮りをさせていただきました。  具体的な日程につきましては２ページになりましてマル印の１つ目、夏季休業期間に８月１日土曜日から16日日曜日まで、このことによりまして１学期の終業式が７月31日、２学期の始業式が８月17日、こういった形に変更できればと考えまして、議案として提案させていただきました。よろしくお願いいします。  例年の夏休みと随分違うことになります。質疑はございませんか。  各学校の空調について、小中学校の取り付けは去年までですべて終わっていますか。  はい。  ありがとうございます。  暑い中に２学期となり、空調も活用しながらになりますが、そこでまた悩ましい問題がありまして、密閉が果たしていいのかということがありますので、換気も努めながらの対応もまたあるのかもしれませんが、エアコンは稼働できるという状況です。  ほか、質疑はありませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、採決に移ります。  議案第35号について承認される方は、挙手をお願いいたします。  （挙手）  挙手全員です。  よって、議案第35号は可決されました。  **議案第36号　令和２年度一般会計補正予算（第３号）（案）につ**  **いて**  日程第３　議案第36号　令和２年度一般会計補正予算（第３号）（案）についてを議題とします。  本案について事務局から説明を求めます。事務局。  よろしくお願いいたします。  資料といたしましては４ページ、５ページになります。４ページが歳入で、それから５ページが歳出となっておりまして、歳入といたしましては、子ども配食事業利用者負担金ということで歳出のほうで御説明させていただきます。子ども配食事業を行うに当たり、おうちの方の御負担を100円求める形としまして、その分の歳入を見込んでいる状況となっております。  続きまして、５ページをお願いいたします。歳出として、学校教育課の欄に１、２、３とありまして、１が先ほど申し上げました子ども配食事業の関係。それから２と３は、関連してのものとなりますが、新型コロナウイルス感染症対策ということでスクールバス、それからスクールタクシーが三密の状態にならないようにということで、バスの増便をしようとするものでございます。  初めに、子ども配食事業を説明させていただきます。  こちらは、臨時休校期間中、子どもたちだけでおうちで過ごすという家庭もありますし、中には食事の支援が必要な家庭もございますので、一定の要件を満たす子どもたちを対象に、お昼ご飯の弁当を届けようという事業となっております。その一定の要件ですが、住所要件、それから所得的な要件、環境的な要件がございまして、住所といたしましては志摩市に居住ということで都合により住民登録がなくても、実際、志摩市に住んでいて志摩市の学校に通うという、そういった志摩市に居住し、それから所得的な要件といたしまして、３つありまして、生活保護受給者、それから就学援助費の受給者、それから特別支援教育就学奨励費の受給者、この３つのいずれかに該当して、さらに昼間、保護者の人が不在で子どもたちの昼食の支援の必要とする家庭。そういった家庭を対象に、回数としては、原則として週２回昼食の弁当を届けようと考えております。対象者数ですが、所得の要件、住所の要件でいきますと概ね525人と推定されまして、その中から保護者が不在で食事の支援のいる人に申し込みをしてもらって実施できればと考えております。１食500円の弁当をお届けして自己負担、先ほど申し上げました。一人100円を頂戴する形としております。一旦６月末まで、休校期間の予定としては５月31日までではありますが、この事業を企画したときには、さらに延長になってもいいようにということで、一旦６月の末までということで、一人当たり合計12回見込んだ次第です。このことによりまして、弁当代として315万円を計上しました。それから併せまして、配るための交通費であったり、消耗品として運んでいくのに保冷バッグがいるということで、その保冷バックの代金。それから手続きをするのに郵送でいたしますので、そのための郵送料を見込んでおります。郵送いたしますのは、できる限り対面を避けてとか市役所に来ていただいてという形をとらないという方針のもとで、郵送でさせていただければと考えております。  こういった費用で配食事業全体といたしまして、348万1,000円を補正として計上いたしました。  それから、その次がスクールバス、スクールタクシーの関係になります。スクールバスの部分につきましては、今、東海小学校、東海中学校で通常の便で４便走っているのですが、さらに４便追加することで、できる限り間隔をあけてバスの中で座っていただけるようにしようとしております。  それから志摩小学校につきましては、片田東から和具学校前までのバスが路線バスに追加して、１便、補助金を出す形で三重交通に運行してもらっている分がありますが、これをさらにもう一台追加しようとするものです。  それからその次のスクールタクシーの関係。事業名としては、児童送迎という表現を使っておりますが、スクールタクシーになりまして、該当するのが磯部小学校で坂崎から通う子ども、それから大王小学校で登茂山から通う子どもがおりますので、それぞれで１台を追加して、合計５台のタクシーで送迎ができればということで、その分の費用25万4,000円を見込みました。  以上合計いたしまして1,014万4,000円の増額補正案となっております。  説明としましては、以上になります。  引き続き、事務局。  こども家庭課の谷口です。よろしくお願いします。  私のほうも４ページ歳入、それから５ページの歳出で説明をさせていただきます。  まず歳入につきまして、内容のところで幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備するとありますが、実際には新型コロナウイルス感染症対策ということで国のほうから１施設約50万円ということで、国庫補助が付いてきて、10割補助です。それを受けて各市内の公立の幼稚園、５施設ですけれども、そちらのほうに消耗品であるとか、備品購入を行っているという事業に当たります。249万4,000円の歳入につきまして、１施設50万円ということではちょっと差異があるんですけども、実際には昨年度からの引き続きというところで、昨年度少し、県のほうが一手に買ってハンドソープとかを各施設に配っているというようなところで、その分を差し引いた残りの分が、令和２年度で249万4,000円というような歳入ということで見させていただきました。  ５ページを見てください。歳出です。幼稚園管理運営費ということで272万2,000円の補正を見させていただきました。ここでは、消耗品のほうで各施設先ほど50万円、１施設というようなところですけれども国庫補助の関係もあるということもあって、全体的には１施設50万円は少し超えているようなところで予算を見ておりますが、まず空気清浄機のほう、３密の中でも特に換気をというところで保育室に置く空気清浄機ということで、各幼稚園のほうに聞き取りをさせていただいて、それぞれのところで浜島幼稚園であれば３台、大王であれば４台、志摩であれば５台、鵜方であれば９台、磯部であれば４台、合計25台が必要というようなことです。消耗品の関係ですが、消耗品につきましては次亜塩素酸水であるとか、クイックルワイパー、それとかそれの詰め替え、あるいはゴム手袋やらゴミ袋といったようなコロナに関係して消毒したいとかといったようなものに使うような消耗品を見ることが出来るということで予算を見させていただいて、空気清浄機の備品購入といたしましては137万円ほど。それから消耗品につきましては、135万2,000円ほどということで、あわせて272万2,000円ほどの予算ということで、今回補正を計上させていただきました。  以上です。  ２つの課から補正の提案説明をいただきました。  質疑はございませんか。  子ども配食事業ですが、いつからの実施予定ですか。  予定といたしましては、21日木曜日から配れるように準備を進めてまいりたいと考えています。  ５月ですか。  15日に議会があって18日に５業者を募って、希望をお受けしてということになりますので、後ろにずれ込む可能性が正直ございますが、できる限り早くと思っています。  もう一点、バスの増便、タクシーの増便ということですが、磯小、それから的矢から鵜方小、コロナ関係で三密の状態は大丈夫ですか。  はい。ほぼ大丈夫だと考えております。座席に余裕がありまして、それで座り方として補助席も使う形になりますが、補助席を使うと、窓際、通路側、補助席、通路側、窓際となって一列に５つのシートが並ぶ形で、一人ずつが間を置いてきますと３人座れ、それから片側一列の一人掛けのところはそのままになりますが、そういった形でバスの座席に対して子どもたちが十分、余裕があるということで現行どおりで行けるかと考えています。  ありがとうございます。  これを受けて15日の議会に諮っていくことになります。  そのほか、よろしいでしょうか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、採決に移ります。  議案第36号について承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。  よって、議案第36号は可決されました。  **日程第４　その他について**  日程第４その他について、何かありませんか  事務局。  資料といたしましては、６ページになります。  ６ページの資料は三重県立学校の再開に向けての基本的な考え方となっておりまして、志摩市の小中学校におきましても、この三重県教育委員会の対応に準ずる形で対応できればと考えているところです。  この資料にありますのが、まず現状という矢印があって太い枠で囲まれているところですが、こちらにつきましては、今の状況としては緊急事態宣言が全国に出されておりまして、中でも愛知県、岐阜県それからそれ以外に11ありますが、愛知県、岐阜県については特別警戒区域、それから三重県を含むそれ以外の都府県については対象区域と区分されておりまして、再開については５月25日に判断。登校日のあり方については５月20日に判断というのが今の形となっております。ただ、これにつきまして国として緊急事態宣言のあり方について14日に見直すという話もありますので、その14日の見直しの状況を受けてですが、２行目にありますのが愛知県、岐阜県のどちらかが警戒区域として残るけど、三重県は対象外の区域になったときですが、こういった場合につきましては31日までは学校が休業ですが、６月１日に休業を解除して再開という形を三重県としてはそういう方針だということです。それにあわせまして、登校日については５月18日から分散登校を設定するということになっております。  それからその次のパターンが、愛知県、岐阜県いずれかが対象ということでいずれも特別警戒区域からは外れますが、対象区域である場合になります。さらに三重県が対象外になった場合につきましては、５月18日から休業を解除して学校を再開するという形になります。５月18日から29日までは、分散登校を段階的に拡大していく、そういった方針となっております。  それから、愛知県、岐阜県、三重県が、対象区域から外れた場合、こちらにつきましても５月18日から再開ということで、文字に起こしますと５月18日から29日までは分散登校を段階的に拡大ということで、上と同じ表現にはなってはおるところです。三重県におきましては、県立学校のあり方としてこういう方針ということですので、志摩市もそれに準じた形で進めていければと考えております。  以上です。  今は14日の結果待ちの部分もありますが、それぞれのケースに応じて考えていますので、確率としては分散登校が来週から小中学校でも始まるのではないかなという予想はできるかとは思いますが、そういった状況だというふうなことです。  そのほかよろしいですか。  （「なし」の声あり）  それでは、その他の件についてを終わります。  以上で、本日の日程は全て終了しました。  これで、令和２年度第４回臨時教育委員会を閉会します。  お疲れさまでした。  本日の会議を記録し、署名する。  　　教　　育　　長  　　委　　　　　員 |